

---

## 最低賃金不払いでトミタツ（愛知）を書類送検

Edited By LogisticsToday On 2020/02/26

---



名古屋南労働基準監督署はこのほど、産業廃棄物運搬業のトミタツ（名古屋市港区）を最低賃金法違反の疑いで名古屋区検察庁に書類送検したことを発表した。

労働者1人に対し、2018年4月から9月までの賃金を所定支払日に支払わず、これによって最低賃金法で定める愛知県の最低賃金額（時給871円）以上の定期賃金を支払わなかったとされている。

同署は、定期賃金の不払総額が215万7840円となることから、悪質な違反行為として同事案を公表した。

---

Article printed from Logistics Today | 国内最大の物流ニュースサイト : <http://www.logi-today.com>

URL to article : <http://www.logi-today.com/368638>

Copyright © 2020 Logistics Today | 国内最大の物流ニュースサイト. All rights reserved.